

令和2年3月25日  
小山工業高等専門学校

## 懲戒処分の公表について

このたび、本校において下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

### 記

#### 1 被処分者 教授

#### 2 処分の内容 諭旨解雇（令和2年3月25日付）

（なお、当該教員は、本処分を受け、令和2年3月31日付で退職）

#### 3 事案の概要

当該教員は、平成19年度から令和元年度までの間、兼業許可手続きを経ることなく、大学の非常勤講師の職（前期・後期の毎週土曜日開講の科目担当）を兼ね、その業務に従事していた。

また、自らが選択し、かつ個別に配付された変形労働カレンダーの勤務日を十分確認せず、平成18年度から平成29年度までの間、延べ約150日（約680時間相当）、正当な理由なく勤務を怠った。なお、その多くは、上記大学の業務に従事していた。

さらに、そのうち、約10日は、旅行命令を伴う勤務日だったにもかかわらず、勤務を怠り、上記大学の業務に従事したことに加え、事実と異なる旅行報告を行い、旅費（約2万5千円）の支給を受け、当該額を詐取した。

#### 4 校長コメント

当該教員が、学生、保護者等の皆様の信頼を裏切り、本校に対する社会の信用を失墜させる行為を行ったことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

本校として、今般の事態を真摯に受け止め、今後、教職員の服務規律の徹底と再発防止に取り組み、学校を挙げて信頼回復に努めてまいります。

小山工業高等専門学校長

大久保 恵